

「みやざき春旅クーポンキャンペーン」よくある質問

1 概要

1	Q	「みやざき春旅クーポンキャンペーン」とは何ですか。
	A	県内の宿泊施設が直接、又は旅行会社（インターネット予約サイト（OTA）を含む。以下同じ。）を通じて販売する宿泊商品を購入、宿泊した方に対し、県内のクーポン利用可能店舗で利用できるクーポン「みやざき春旅クーポン」を付与するものです。
2	Q	「秋冬泊まっ得!!welcomeみやざきキャンペーン」とは何が違いますか。
	A	令和5年10月から令和6年1月まで実施していた「秋冬泊まっ得!!welcomeみやざきキャンペーン」と同様、宿泊や日帰り旅行の割引はなく、クーポンを付与するものですが、付与するクーポンの額が平日・休日ともに3,000円となります。
3	Q	キャンペーンの対象者は。
	A	日本国内居住者がキャンペーンの対象です。本人確認・居住地確認が必ず必要となります。
4	Q	外国人の旅行はキャンペーンの対象ですか。
	A	観光・ビジネス目的などの短期滞在となる在外の外国人は対象外です。ただし、日本国内に居住する外国人は利用可能です。技能実習生などの外国人は、在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかであれば、利用可能です。
5	Q	キャンペーンの対象期間（クーポン付与の対象期間）を教えてください。
	A	対象商品の販売期間：令和6年3月28日（木曜）～令和6年6月30日（日曜） 対象期間：令和6年4月8日（月曜）～令和6年7月1日（月曜）チェックアウトまで ※準備の整った宿泊施設等から順次、販売開始となります。 ※令和6年5月3日（金曜・祝日）チェックイン～7日（火曜）チェックアウトまでは対象外です。 ※期間内であっても、予算上限に達した場合、早期に中断・終了する場合がございます。予めご了承ください。
6	Q	旅行期間の一部に、本キャンペーンの対象外期間が含まれている場合でも、割引の対象になりますか。
	A	旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する旅行代金を区別して確定できない場合（包括料金等）は、全体として割引等の対象外です。 ただし、対象期間内・外における旅行代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って割引等の対象となります。

2 キャンペーンで付与されるクーポン

7	Q	「みやざき春旅クーポン」は、紙クーポン・電子クーポンのどちらですか。
	A	電子クーポン（regionPay）です。スマートフォンに専用アプリ（regionPay）のダウンロードが必要になります。スマートフォンをお持ちでない方は、QRコードが記載された電子クーポン台紙（紙クーポン）が付与され、一部のキャンペーン参加店舗で利用できます。
8	Q	クーポンは、どこで付与されますか。
	A	チェックイン時に宿泊施設において付与されます。
9	Q	クーポンの利用可能期間はいつからいつまでですか。
	A	チェックイン日～チェックアウト日です。
10	Q	クーポンはどこで利用できますか。
	A	土産物店や飲食店など、宮崎県内のキャンペーン参加店舗で利用できます。 キャンペーン参加店舗は、regionPayアプリや、「みやざき春旅クーポンキャンペーン」の特設ページ等よりご確認ください。 ※電子クーポン台紙（紙クーポン）では利用できない店舗があります。スマートフォンをお持ちでなく、電子クーポン台紙（紙クーポン）を利用される場合は、「みやざき春旅クーポンキャンペーン」特設ページ等で電子クーポン台紙（紙クーポン）利用可能店舗を確認いただくか、入店前に各店舗でご確認ください。
10-2	Q	クーポンで購入等できないものはありますか。
	A	以下のものをクーポンの利用対象とすることはできません。 （1）現金との換金、金融機関への預け入れ （2）土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い （3）商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、県外等に広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いもの （4）ICカード等のいわゆる電子マネーへの入金 （5）株式・先物・宝くじなどの金融商品 （6）通信販売による支払い （7）パチンコ等遊興娯楽費の支払い （8）事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の支払い （9）国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い （10）風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い （11）たばこの購入に対する支払い （12）その他、事務局が指定するもの

3 利用条件

11	Q	本キャンペーンでも本人・居住地確認がありますか。
	A	本人確認・居住地確認が必ず必要となります。
12	Q	本人・居住地確認は誰が行うのですか。
	A	チェックイン時にフロント等のスタッフが行います。 団体旅行などで添乗員等が同行する場合は、添乗員が行う場合もあります。
13	Q	本人・居住地確認のための書類について、具体的に教えてください。
	A	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポートなど、旅行者本人であること及び旅行社の居住地確認ができるもの（原本）が必要となります。
14	Q	旅行当日、本人・居住地確認書類の提示ができない場合はどうなりますか。
	A	キャンペーン（クーポン付与）の対象外となります。 後日送付などでの提示は認められません。
15	Q	旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうしたら良いですか。
	A	旅行申込記録と本人確認書類の氏名は同一である必要があるため、キャンペーン（クーポン付与）の対象外となります。 ただし、新姓・旧姓の確認書類が揃う場合はキャンペーンの対象となります。
16	Q	7泊+7泊と連続した日付で別々のホテルを予約しました。それぞれ割引等の対象になりますか。
	A	キャンペーン（クーポン付与）の対象となるのは7泊分までです。合計14泊分は対象となりません。別々の予約であっても、実質的な旅行内容として連続性がある場合は、7泊分までが上限となります。

	<p>Q 本キャンペーン以外の補助制度（市町村割や旅行予約サイト等のクーポン）と併用することはできますか。</p>
<p>16-2</p>	<p>A</p> <p>本キャンペーンと併用することで旅行者の実質負担額が0円を下回ることが明白な場合は併用不可となります。</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 旅行代金16,000円（大人1泊7,500円、子供1,000円） 大人2名、子供1名の1泊2日の宿泊商品に、他割引5,000円を適用させる場合 基準額：旅行代金16,000円－他割引5,000円＝11,000円 →11,000円÷合計3人÷1泊＝1人泊あたり3,666円 →最低旅行代金3,000円 < 1人泊あたり3,666円＝クーポンの付与対象 →合計3人×1泊×3,000円＝<u>9,000円分のクーポン付与</u></p> <p>(2) 旅行代金16,000円（大人1泊7,500円、子供1,000円） 大人2名、子供1名の1泊2日の宿泊商品に、他割引8,000円を適用させる場合 基準額：旅行代金16,000円－他割引8,000円＝8,000円 →8,000円÷合計3人÷1泊＝1人泊あたり2,666円 →最低旅行代金3,000円 > 1人泊あたり2,666円＝<u>クーポンの付与対象外</u></p>

4 割引対象商品の予約方法

17	Q	キャンペーン（クーポン付与）の対象商品となるのはどういったものですか。
	A	キャンペーンに参画する宿泊施設が、キャンペーンの対象商品であることを明示して、直接又は旅行会社を通じて販売する宿泊商品・宿泊旅行商品がキャンペーンの対象商品となります。
18	Q	「みやざき春旅クーポンキャンペーン」の対象商品はどこで予約できますか。
	A	キャンペーンに参画される宿泊施設毎に販売方法が異なります。 特設ページに販売方法を記載した参画宿泊施設リストを掲載しておりますので、そちらを御参照ください。
19	Q	「みやざき春旅クーポンキャンペーン」に参画している宿泊施設の宿泊であれば、キャンペーンの対象になりますか。
	A	キャンペーンに参画している宿泊施設であっても、対象とならない宿泊商品・宿泊旅行商品があります。キャンペーンの対象商品には、その旨を明示するようしておりますので、それをご確認ください。
20	Q	既存予約は対象になりますか。
	A	販売開始日である令和6年3月28日（木曜）以降の予約が対象となります。令和6年3月27日（水曜）以前の既存予約については対象となりません。
21	Q	既に予約済みの旅行について、販売開始日以降にいったんキャンセルして新規で取り直す場合は対象となりますか。
	A	令和6年3月31日（木曜）以降に再度予約がなされ、旅行実施日が対象期間内であれば、対象となります。なお、満室等で新規の予約の取り直しができない場合であっても、既存予約を対象とすることはできません。 また、宿泊施設や取扱旅行会社によっては、取り直し前よりも宿泊料金が高くなったり、キャンセル料が発生する場合がありますので、ご注意ください。
22	Q	各種免許、ライセンスや資格取得を目的とした旅行は対象になりますか。
	A	キャンペーン（クーポン付与）の対象外です。 なお、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が目的となることを明示している旅行商品の場合は、対象となります。 （例） × 運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 × ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 ○ ダイビング体験付の旅行商品 ○ 陶芸体験付の旅行商品
23	Q	宿泊施設での滞在時に追加で支払を行った費用も対象になりますか。
	A	宿泊プランや旅行商品に事前に含まれている物品・サービス以外は対象外です。 （例）1泊朝食付き宿泊プランとして申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加注文した場合 ○ 朝食代金を含めた宿泊料金は対象 × 現地で追加した夕食代金は対象外 なお、「宿泊プランや旅行商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、対象となるか否かの考え方は同一となります。

5 クーポン付与額の算出

24	Q	付与されるクーポンの額はどのように算定されるのですか。
	A	<p>基本的には、次のような手順で算定されます。</p> <p>① 宿泊旅行代金（宿泊者が複数又は連泊の場合はその総額）を宿泊人数と泊数で割り、1人泊あたりの金額を算定します。 【宿泊旅行代金÷宿泊人数÷泊数＝1人泊あたり金額】</p> <p>② 1人泊あたりの金額が最低旅行代金（1人泊当たり3,000円）より大きい場合はクーポンの付与対象、小さい場合はクーポンの付与対象外となります。 【1人泊あたりの金額＞最低旅行代金・・・クーポンの付与対象】 【1人泊あたりの金額＜最低旅行代金・・・クーポンの付与対象外】</p> <p>③ クーポンの付与対象となった場合は、宿泊人数、泊数に合わせてクーポンを付与します。 宿泊人数×泊数（3,000円）＝クーポン付与額</p>
25	Q	無料のこども・乳幼児もクーポン付与の対象となるのでしょうか。
	A	<p>問24の①のように1人泊あたりの金額を算定する際、無料のこども・乳幼児がいる場合は、そのこどもたちも宿泊人数に含めて計算します。</p> <p>その結果、1人泊あたりの金額が最低旅行代金を上回るような場合は、無料のこども・乳幼児も含めてクーポンの付与対象となります。一方、最低旅行代金を下回る場合は、改めて無料のこども・乳幼児等を宿泊人数に含めずに算定することもできますが、<u>こどもや乳幼児の金額が（無料など）決められている場合に限り</u>ます。</p>
26	Q	旅行代金を各種ポイントやギフト券等で支払いすることは可能ですか。
	A	<p>個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払手段として利用する場合については、これらを利用可能です。</p>

6 変更・キャンセル

27	Q	旅行開始後に、旅行日程を短縮して帰宅した場合の扱いはどうなりますか。
	A	<p>宿泊施設・旅行事業者毎に、約款等に則った判断をされます（キャンセル料の収受等）。 予約された宿泊施設又は旅行事業者にお問い合わせください。</p>
28	Q	旅行者事由により、旅行を取りやめた場合はどうなりますか。
	A	<p>当該旅行に実際に参加、宿泊した場合のみ、キャンペーン（クーポン付与）の対象となるため、取り消された場合はキャンペーンの対象となりません。 なお、キャンセル料などについては、宿泊施設・旅行事業者の規定に従ってください。</p>
29	Q	キャンセル料の補填はありますか。
	A	<p>キャンセル料の補填はありません。キャンセル料については、宿泊施設・旅行事業者の規定に従ってください。</p>

7 ビジネス利用

30	Q	「みやざき春旅クーポンキャンペーン」は、ビジネスでも利用できますか。
	A	利用できますが、公費によるものは対象外となります。 ※修学旅行等を引率する教員も同様です。

8 教育旅行・スポーツ大会等

31	Q	修学旅行を含む教育旅行は、「みやざき春旅クーポンキャンペーン」の対象となりますか。
	A	対象となります。 ただし、宿泊施設・旅行会社によっては対応できない場合もありますのでご注意ください。
32	Q	スポーツ合宿も対象になりますか。
	A	宿泊される方が利用条件を満たしている場合は対象になります。
33	Q	大会への参加目的の旅行は対象となりますか。
	A	対象です。ただし、次に定める特定の全国大会についてのみ、参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による大会への出場及びその運営補佐を目的とした旅行は、大会運営側より宿泊箇所が指定されること等を事由として「旅行全体」が本キャンペーンの対象外となります。 ・国民体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ） ・全国中学校体育大会（全中） ・全国健康福祉祭（ねんりんピック） ・全国植樹祭 ・全国育樹会 ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭） ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） ※上記以外の大会（配宿が行われる場合も含む）や、参加者の応援をするために個人として予約される旅行は通常どおり本キャンペーンの対象です。 （例）大会本部外の応援団（保護者、ベンチ外部員、学校関係者等）、見学者等